

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者に対する講習として次のとおり指定した。

令和8年（2026年）4月24日

北海道知事 鈴木 直道

1 研修及び講習の名称 クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習

2 主 催 者 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

3 研修及び講習の種類

- (1) 第1型・・・クリーニング師又はクリーニング業務従事者が出席して受講するもの
- (2) 第2型・・・通信制で行うもの

4 研修等の開催月日、会場名、受付期間等

(1) 第1型研修等の開催月日及び会場名

- ア 令和8年（2026年）7月12日（日） 北見芸術文化ホール
- イ 令和8年（2026年）9月6日（日） 旭川市勤労者福祉会館
- ウ 令和8年（2026年）10月18日（日） 小樽市公会堂
- エ 令和8年（2026年）11月15日（日） 札幌市産業振興センター

(2) 第2型研修等の受付期間等

ア 第1回

- (ア) 受付開始年月日 令和8年（2026年）9月7日
- (イ) 受付締切年月日 令和8年（2026年）10月23日
- (ウ) レポート提出締切年月日 令和8年（2026年）11月30日

イ 第2回

- (ア) 受付開始年月日 令和8年（2026年）11月16日
- (イ) 受付締切年月日 令和8年（2026年）12月18日
- (ウ) レポート提出締切年月日 令和9年（2027年）1月31日

5 受講料

- (1) クリーニング師の研修 1人 5,000円
- (2) クリーニング業務従事者の講習 1人 4,500円

6 申込先 公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター
(札幌市中央区大通西16丁目3番12号錦興産大通ビル302号室)